

入札監理小委員会における審議の結果報告

東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運營業務

独立行政法人国立美術館における東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成27年4月から平成30年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【評価における指摘事項】

事業実施者が制限されるおそれのある「上映関係業務」を分離すべきではないか、また、利用者満足度指標について、不満足度から満足度に変更すべき。

【対応】

- ・「上映関係業務」を分離し、その他業務を包括化して委託することとした。
（資料2-2 2頁）
- ・利用者の満足度を踏まえ、如何に満足度の高いサービスを実施するかの視点より、アンケートの評価指標を、「不満足度5%以下」から「満足度70%以上」へ変更。
（資料2-2 5頁）

2. 実施要項（案）全般の審議について

実施要項（案）の修正を伴う委員意見が1件あり、以下の点について修正をした。

- ・加点点目審査の5段階評価基準における基準について、より明確な基準となるように評価基準の表現を修正。（資料2-2 23頁）

3. 意見募集（パブリックコメント）の結果について

平成26年9月25日から10月16日まで意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。

本業務はこれまでの応札状況等から特に競争性改善が求められるものであるため、事務局を通じて、独立行政法人国立美術館に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼。

以上